



【補足説明資料】
令和3年7月9日

核燃料サイクル工学研究所
核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請
第1回面談（7月2日）時のコメント回答

環境技術開発センター
廃止措置技術部 廃止措置技術課

コメントの回答(1)

試験から発生する残さ（以下「試験残さ」と言う）の置場の設定について、許可書の反映先が、保安規定に記載する箇所がないことから、下部要領に定めることについて、下部要領の記載内容を説明すること。

⇒試験残さ（放射性固体廃棄物）の置場については、使用変更許可申請書では固体廃棄物置場を示す図にて、保安規定では固体廃棄施設の名称と保管能力を示す表の注記にて具体的に記載しています。

下部要領である環境センターの安全作業基準では、放射性固体廃棄物の置場について、従来から表と図の双方を使用して詳しく記載しているため、使用変更許可申請書と保安規定の変更内容を安全作業基準の表と図に反映します。

なお、本日お示しする安全作業基準（別添1）は、まだ案の段階であることをご了承願います。